

温泉地賑わい創出事業補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者が激減するなど大きな影響を受けている杖立温泉、わいた温泉の地域内において、新たに事業を開始し、温泉地内に賑わいを創出することが可能な事業に対して補助金を支給します。

1. 補助対象

対象事業	杖立温泉、わいた温泉地域内において新たに開始する以下の事業 ・ 飲食業・小売業 ・ その他、審査会が特に賑わいを創出すると認める事業
対象者	(1) 町内に住所を有する者、又はその予定の者 (2) 令和3年度中に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (3) 年度内に改修工事を完了することができる者
対象外	(1) 公序良俗に反する事業 (2) 賑わいの創出になると判断できない事業 (3) 年度内に営業できない事業 (4) 反社会勢力に所属又は関係を持つ者 (5) 暴力団又は暴力団関係者 (6) 国、県、他団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている者

2. 補助対象経費

対象経費	店舗改修費用及び家賃
対象外経費	(1) 店舗設備に要する経費（厨房機器、調理器具、電気製品、照明器具、家具類、材料代） ※材料代については改修に伴うものは対象 (2) 食糧費 (3) 備品購入費 (4) 事務用品代 (5) 土地代、駐車場代 (6) その他、町が補助することが適当でないと判断した経費

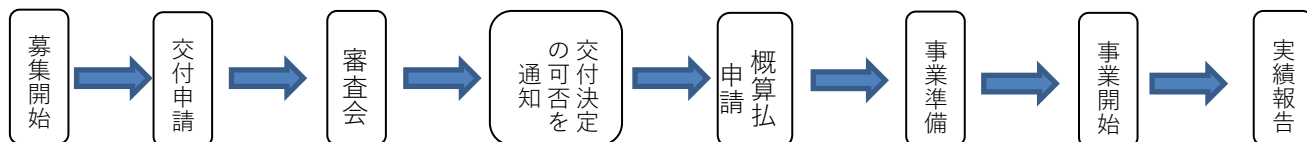
3. 補助金額

店舗改修費用	補助率2/3以内 50万円～最大100万円
家賃	補助率10/10 月額5万円を上限 ※営業開始月から最大3年間

4. 申請手続き ※一度面談を行いますので、申請される方は必ず事前にご相談ください。

募集期間	【追加募集】 令和3年12月1日～12月22日まで
申請方法	郵送もしくは持参 ※郵送料等、申請に必要な費用はご負担ください。
申請先	ASOおぐに観光協会 〒869-2501 小国町宮原1754番地17
提出書類	(1) 温泉地賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書（様式第2号） (3) 収支予算書（様式第3号） (4) 誓約書 ※保証人（独立生計を営む成年者）を1名必要とする。 (5) 店舗の位置図、平面図、見積書（写）、施工箇所の写真、家賃の詳細がわかるもの (6) その他、ASOおぐに観光協会長が必要と認める書類 ※申請書は、ASOおぐに観光協会にて準備しています。ASOおぐに観光協会HPからもダウンロード可能。

5. 申請の流れ



【問い合わせ先】 ASOおぐに観光協会 TEL 0967-46-4440